

受付印

令和 年分

（ 開催分）

収支報告書

（ふりがな）（ ）

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
公職の種類（現職・候補者等）

（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名
- 無

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
（現職・候補者等）（現・候）

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 ----- (②+③) ①				
(前年からの繰越額) ----- ②				
(本年の収入額) ----- ③				
支 出 総 額 ----- ④				
翌年への繰越額 ----- (①-④) ⑤				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 -----	十億	百万	千	円
員 数 -----				人

(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
[うち特定寄附]					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					
イ 政党匿名寄附					
合 計 ア + イ					

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入					
事業の種類	金額				備考
	十億	百万	千	円	
この頁の小計					
合計					

(その4)

(4) 借入金					
借入先	金額				備考
	十億	百万	千	円	
この頁の小計					
合計					

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考	
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
合 計								

(その6)

(6) その他の収入					
摘 要	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
この頁の小計					
1件10万円未満のもの					
合 計					

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳							
政党匿名寄附を受けた場所	金 額				年 月 日	備 考	
	十億	百万	千	円			
この頁の小計							
合 計							

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の 支払のあっせんによるものの内訳					政治資金パーティーの名称						
					対価の支払のあっせん者の区分		1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体				
対価の支払のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考		
	十億	百万	千	円							
この頁の小計											
合 計											

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
1 経常経費						
(1) 人件費						
(2) 光熱水費						
(3) 備品・消耗品費						
(4) 事務所費						
小 計						1 (1)～(4)の計…①
2 政治活動費						
(1) 組織活動費						
(2) 選挙関係費						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						2 (3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣伝事業費						
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ その他の事業費						
(4) 調査研究費						
(5) 寄附・交付金						
(6) その他の経費						
小 計						2 (1)～(6)の計…②
合 計						①+②

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

(印) ※1

代表者の氏名

(印)

(※2 代表者氏名は解散に伴う収支報告書にのみ記入すること)

※1 会計責任者本人が署名する場合、会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。

※2 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名の記載が必要です。また、代表者及び会計責任者本人が署名する場合、代表者及び会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はこれらの者の代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要です。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的		金 額			年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要					
		百万	千	円		

政治団体の名称

会計責任者の氏名

(印) ※

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 「支出の目的」の項目欄には、(その13)の例により分類して記載すること。
 - 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- ※ 会計責任者本人が署名する場合、会計責任者本人が提出し本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が提出し当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要

政治団体の名称 _____

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の目的」の項目欄には、（その13）の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。）と併せて提出すること。